

発信番号

発信日付

XXXX(懲罰対象者氏名) 殿

XX 法人 XX 県サッカー協会
XX 委員会委員長 XXXX (氏名)
印

決定通知

当委員会は、XXXX(懲罰対象者氏名)氏に関する事案につき、日本サッカー協会司法機関組織運営規則及び懲罰規程に基づき審議し、下記のとおり懲罰を決定したので通知します。

記

1. 当事者

XXXX (懲罰対象者氏名)

指導者登録番号：XXXXXXX/審判登録番号：XXXXXXX

XXXX (チーム名) XXXX (役職)

2. 懲罰の内容

当事者に対し、XX年X月XX日からXヶ月間のサッカー関連活動停止の処分を科す。

3. 根拠条文

懲罰規程 第XX条第X項(X)XXXXXXXXX(条文の引用)

4. 認定事実等

(ア) 認定事実

当委員会は以下の事実を認定する。

1 当事者は、XXXX年XX月XX日XXXX(場所)にて、XXXXに対してXXXXした。

2 当事者は、XXXX年XX月XX日XXXX(場所)にて、XXXXに対してXXXXした。

3 上記行為によりXXXXという結果を生じさせた。

(イ) 決定の理由

当委員会は、本件について慎重に検討し審議を重ねた結果、以下のとおり判断する。

まず、上記事案が発生した時点において、当事者は本協会の登録XXXX(選手・指導者・審判・チーム等)であったので、当委員会は、当事者に懲罰を科す権限を有す

る。当事者は、当委員会による聴取において、当委員会認定の行為を行ったことを認めている。（【否認している場合】当事者は、当委員会による聴取において、当委員会認定の行為を否認しているが、XXXX（証拠）等の事情に鑑みれば、当該行為があったことは明らかであると言える）。これらは、懲罰規程第 XX 条第 X 項 (X)XXXXXXXX（条文引用）、に該当する。

次に情状について検討する。当事者は XXXX（役職・立場）という地位にありながら、上記のような行為を行ったことは、理由の如何を問わず、決して許されない。

（【情状酌量の余地がある場合】次に情状について検討する。当事者は本件行為にてすでに社会的制裁を受けており、また当委員会の事情聴取等にも協力し反省している様子が伺える…等）

以上の事情を総合的に判断し、当委員会は、当事者に対し、上記懲罰を科すのが妥当であると判断する。

5. 不服申立について

貴殿は、懲罰規程に基づき、日本サッカー協会の不服申立委員会に対して不服申立を行うことができる。不服申立を行う場合、同規程第 37 条 1 項に基づき、本懲罰通知の伝達を受けた日（以下「伝達日」）から 3 日以内(伝達日を含む)に、不服申立を行う意思を書面により日本サッカー協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。さらに、同規程第 37 条 2 項に基づき、伝達日から 10 日以内（伝達日を含む）に、日本サッカー協会に手数料（同規程第 41 条）を納付するとともに、不服申立の理由を書面により同事務局まで通知しなければならない。なお、各期限の最終日が土曜日、日曜日、国民の祝日となる場合は、その翌日に満了するものとする。

【不服申立不可の場合】

上記懲罰は、懲罰規程第 36 条 1 項各号に該当しないため不服申立できない。

以上